

# 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等の概要 に対するパブリックコメントの実施状況について

## 1. 意見の募集期間

- (1) 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案の概要
- (2) 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令案の概要
- (3) 埋立地管理区域において土地の形質の変更を行う場合の施行方法の基準の案(環境省告示案)の概要

## 2. 意見の募集期間

平成 23 年 2 月 22 日(火)～3月23日(水)

平成 23 年 3 月 17 日(木)～4月16日(土)【追加部分のみ】

## 3. 意見の提出状況 (2で募集したうちに限る)

意見の提出者数： 47 団体・個人      意見の件数： 211 件

提出者の属性

企業	16 件
地方公共団体	20 件
個人	9 件
その他団体	2 件
合計	47 件

## 4. 主なご意見

今回の改正の趣旨は理解できるが、自然由来の土壤汚染については更なる規制緩和及び運用の改善が望まれる。

「自然由来特例区域」「埋立地特例区域」「埋立地管理区域」の判断基準をより明確に示されたい。

自然由来の調査方法の特例に関し、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準のいずれかが基準超過した場合は、いずれかのみが基準超過した土地として取り扱うべきである。

認定調査における地歴調査で汚染のおそれがないとされた物質については、PCBを除く第三種特定有害物質だけでなく一律に試料採取等の対象から外すなど更なる負担軽減を図るべきである。

海防法に定める基準に適合した水底土砂により造成された土地が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地として取り扱われる可能性があることは問題である。